

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見募集について

令和6年10月3日
経済産業省
貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）では、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるPCB、DDT等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出削減等を規定しています。条約の附属書A又は附属書Bに掲げられた残留性有機汚染物質については、製造及び使用の廃絶・制限に加え、輸出入の禁止又は制限が締約国に義務づけられています。そのため、我が国においては、ストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げられた化学物質を輸出しようとする場合には、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）に基づき、経済産業大臣の承認が必要となっています。

今般、ストックホルム条約第9回締約国会議（平成31年4月から令和元年5月にかけて開催）において、①ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩及び②ペルフルオロオクタン酸関連物質を同条約の附属書Aとすることが決定され、令和6年7月10日付けで化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下「化審法施行令」という。）において以下の化学物質を第一種特定化学物質として指定するための改正が行われ、令和6年9月3日及び10日付けで輸出令関係告示及び関係通達にこれらの物質及び当該物質が使用されている製品を追加する等の所要の改正を行いました（以下①及び②（イ）及び（ロ）を規定）。

以下②（ハ）の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で規定される第一種特定化学物質については、当該省令の制定に合わせて改正するとしていたため、今回改めて輸出令関係告示及び関係通達を改正します（当該省令に合わせて施行予定）。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

<令和6年7月10日公布の化審法施行令の改正により追加された第一種特定化学物質>

- ① ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩
- ② ペルフルオロオクタン酸関連物質（次の（イ）から（ハ）の化学物質をいう。）
 - （イ）1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド）

- (ロ) 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-
ヘプタデカフルオロデカン-1-オール (別名 8 : 2フルオロテロマーアルコール)
- (ハ) 炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基 (炭素数が7のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの

2. 意見募集対象

- (1) 「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」(平成16年経済産業省告示第173号) の一部改正案
- (2) 「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号) の一部改正案
- (3) 「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号) の一部改正案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階)

4. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和6年10月3日 (木) ~令和6年11月1日 (金)
電子メール、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での御意見の受付には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス : bzl-pb_bouekikanri3@meti.go.jp

(件名を「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見としてください。)

○郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

6. その他

御提出いただいた内容につきましては、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を認識しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等に限って利用し、「個人情報保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行います。

